

○研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る調査手続等に関する要綱

平成29年4月1日

綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野大学研究倫理規程（平成29年程第58号。以下「研究倫理規程」という。）第2条第5項に規定する不正使用（以下「不正使用」という。）及び同条第6項に規定する不正行為（以下「不正行為」という。）に係る調査手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、研究倫理規程第2条及び長野大学における公的研究費の運営・管理基準（平成29年準第1号。以下「運営・管理基準」という。）ほか次項に定めるところによる。

2 この要綱で、「配分機関」とは、通報事案（次条による通報に係る事案をいう。以下同じ。）に係る研究資金の配分機関をいうものとする。

(通報窓口の設置)

第3条 機関内外からの不正（研究費の不正使用又は研究活動の不正行為をいう。以下同じ。）に係る通報（告発）・相談等があった場合の窓口は、運営・管理基準第3項第2号により、総務・人事・施設担当とする。

2 通報窓口の責任者は総務・人事課長（以下「通報窓口の責任者」という。）とする。

(通報の取扱い)

第4条 長野大学（以下「本学」という。）における研究活動において不正の疑いがあると考へる者は、何人も通報することができる。

2 通報の方法は、書面、電話、ファックス、電子メール、面談のいずれかによるものとする。

3 通報は、悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等（以下「所属機関」という。）に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、原則として顕名により行われるものとし、研究者の氏名、不正の態様等、その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されていなければならない。

4 匿名による通報については、その内容に信憑性が認められたときは、顕名による通報に

準じて取り扱うことができる。

- 5 書面による通報など、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報窓口の責任者は、通報者に、通報を受け付けたことを通知する。ただし、匿名の通報者にあっては、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した場合を除き、この限りでない。
- 6 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 通報を受け付ける場合、通報窓口の責任者は、通報者の住所、氏名、電話番号、所属及び不正の内容を確認するものとする。
- 8 通報窓口の責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに統括管理責任者（運営・管理基準第1項第4号に規定する者をいう。以下同じ。）及び最高管理責任者（運営・管理基準第1項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 9 不正が行われようとしている又は不正を求められているという通報や相談については、統括管理責任者及び最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。

（通報によらないものの取扱い）

第5条 前条第6項による通報の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 不正の疑いがインターネット上に掲載されている（不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（予備調査）

第6条 最高管理責任者は、第4条第8項による報告を受けたとき及び報道や会計検査院等の外部機関からの指摘、研究活動における不正が疑われる事象があったときは、通報窓口の責任者に対して、次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。予備調査を実施するに当たっては、通報窓口の責任者は、必要に応じて、当該領域を専門とする研究者等から情報を収集することができる。

- (1) 不正の可能性
  - (2) 不正とする根拠の合理性
  - (3) その他必要と認める事項
- 2 前項に基づき、通報窓口の責任者は、通報の受付から25日以内に、その調査結果を統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、前項による報告に基づき、統括管理責任者と協議の上、事実関係の調査の要否を判断し、配分機関に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項による報告に基づき、通報に係る不正が認められないと判断したときは、通報窓口の責任者を通じてその旨を理由とともに通報者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会の設置)

第7条 最高管理責任者は、前条により実施された予備調査の結果、不正又は悪意による通報の可能性について調査を要すると認めたときは、30日以内に「調査委員会」（以下「委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

- 2 前項による委員会の委員は、次の各号の委員（通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者に限る。）をもって組織する。
- (1) 最高管理責任者
  - (2) 統括管理責任者
  - (3) コンプライアンス推進責任者（運営・管理基準第1項第8号に規定する者をいう。）
  - (4) 研究倫理教育責任者（運営・管理基準第1項第9号に規定する者をいう。）
  - (5) 当該研究者が所属する学部等の長
  - (6) 外部有識者（本学と直接の利害関係を有しない者に限る。）等の最高管理責任者が必要と認める者
- 3 第1項による委員会は、法律若しくは会計の専門家又は学術研究倫理に関する専門知識を有する前項第6号の外部有識者が委員の半数以上を占めるようにしなければならない。
- 4 委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

(調査の実施)

第8条 委員会は、次の各号について調査等を実施するものとする。

- (1) 被通報者及びその関係者、又は通報者からの事情聴取

- (2) 当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等、必要と判断される資料等の調査
- (3) 研究費の支出に係る書類の収集及び分析
- (4) 研究費の支出の相手方からの事情聴取
- (5) 研究費の使用ルールとの整合性の調査
- (6) 通報の際に提示された合理的根拠の正当性の調査
- (7) その他必要と認められる事項の調査

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項を明らかにするためを行うものとする。

- (1) 研究費の不正使用の有無及びあった場合の相当額
- (2) 研究活動の不正行為の有無及びあった場合のその内容
- (3) 前2号の不正に関与した者及び関与の程度
- (4) その他委員会が第11条の認定に必要と認める事項

3 前2項の調査において、委員会は、必要に応じて、関連する他の研究も対象とすることができるものとする。

4 前3項の調査に当たって、委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密をすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

5 前4項の調査に当たって、委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議を行うとともに、文部科学省に調査実施の通知を行うものとする。

#### (調査への協力)

第8条の2 委員会は、通報者及び被通報者に、前条に基づく調査（以下「本調査」という。）の実施及び調査委員の氏名、所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。

2 通報者及び被通報者は、調査委員に関し、通知から10日以内に異議申立てをすることができるものとする。

3 委員会は、前項の異議申立てがあった場合、内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

4 被通報者及びその関係者は、委員会の調査に積極的に協力し、調査の証拠となるような資料等を保全するとともに、委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

5 本学が調査機関ではなく、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関であった場合、調査機関の要請に応じ、最高管理責任者は、関係者に対し、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するよう命じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第9条 最高管理責任者は、必要に応じて、第8条の調査対象になっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

(不正の疑惑への説明責任)

第10条 委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認するときは、自己の責任において当該研究の方法と手続の適正性及び論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合、必要に応じて、再実験等の方法によって再現性を示すことができるものとする。

- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができないときは、研究倫理規程第11条に定める保存期間を超えるときを除き、不正とみなすものとする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的な要素を十分に示すことができなくなった等の正当な理由があると認められる場合はこの限りでない。

(認定)

第11条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正が行われたか否かを認定する。

- 2 委員会は、前項により不正と認定する場合は、その内容及び不正に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等や当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 3 委員会は、第1項による認定に当たっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断しなければならない。
- 4 不正がなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 5 委員会は、前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査の結果通知及び報告)

第12条 委員会は、委員会設置の日から150日以内に調査結果をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、通報者及び被通報者に通知するとともに、被通報者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項の報告に基づき、その調査結果、不正の発生要因、不正に関

与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を通報の受付から210日以内に配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。

- 4 前項にかかわらず、通報の受付から210日以内に不正の調査結果がまとまらない場合においては、最高管理責任者は、調査の進捗状況報告及び中間報告を配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。
- 5 前2項にかかわらず、調査の過程において不正の事実が一部でも確認された場合には、最高管理責任者は、前条に基づいて速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、配分機関からの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、配分機関からの求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不服申立て)

第13条 第11条に基づき不正と認定された被通報者等（被通報者及び不正に関与した者をいう。以下同じ。）及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下「悪意の通報者」という。）は、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に対して1回に限り不服申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項により被通報者等から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者（悪意の通報者を除く。この条において同じ。）に通知しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第1項により悪意の通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に通知しなければならない。
- 4 第1項の不服申立ての審査は委員会が行う。
- 5 前項の審査に当たり、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、最高管理責任者は、調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は委員会に代えて他の者に審査させることができるものとする。
- 6 委員会は、不服申立てについて、趣旨・理由等を勘案し、不服申立てが当該事案の引き延ばしや第11条に基づく認定に伴う各措置の先送りを目的とする等により再調査を行う

までもなく、不服申立てを却下すべきものと決定したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

7 最高管理責任者は、前項による報告があった場合は、不服申立ての却下の決定を、第1項による不服申し立てをした者（以下「不服申立人」という。）及び第2項又は第3項により通知した者に通知するものとする。

8 前項の通知に対する不服申し立ては、これを認めない。

（不服申立てに基づく再調査）

第13条の2 委員会は、前条第1項による不服申立てについて、趣旨・理由等を勘案し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等により、更に十分な調査が必要であると認めたときは、最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項による報告に基づき、再調査を決定した場合は、委員会に対して再調査を指示するとともに、再調査の実施について、不服申立人及び前条第2項又は第3項により通知した者（この条において「利害関係人」という。）に通知するものとする。

3 再調査について不服申立人からの協力が得られない場合は、最高管理責任者は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができるものとする。

4 委員会は、第2項の再調査の指示を受けたときは、原則として、再調査決定から50日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告しなければならない。

5 最高管理責任者は、前項による報告に基づき、再調査の結果を、利害関係人に通知しなければならない。

6 最高管理責任者は、第13条第1項による不服申立てがあつたこと、同条第7項による不服申立ての却下、第1項による再調査開始の決定、第4項による再調査の結果について、配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。

（調査結果の公表）

第14条 最高管理責任者は、第11条に基づき不正があつたと認定したときは、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。ただし、不正と認定された論文等が通報前に取り下げられていた場合は、第1号について公表しないことができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正の内容
- (3) 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名、所属及び職名
- (5) 調査の方法及び手順

(6) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

- 2 最高管理責任者は、第11条に基づき不正が行われなかつたと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。
- 3 前項の場合であつて、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあつた場合は、前項にかかわらず、最高管理責任者は、調査結果を公表するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第11条に基づき悪意に基づく通報の認定がされた場合も、調査結果を公表するものとする。

(不正があつたと認定された場合の措置)

第15条 第11条に基づき不正と認定された場合、不正への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学研究者のときは、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、当該調査の対象となる研究活動を制限し、不正と認定された論文等の取下げを勧告するとともに、公立大学法人長野大学就業規則（平成29年則第3号。以下「就業規則」という。）等、関係規程に基づく懲戒処分等の適切な手続を講ずるものとする。

- 2 懲戒処分等の適用に必要な手続及び処分の公表については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、委員会による調査結果を理事長に報告する。
- (2) 理事長は、賞罰審査委員会に諮問を行う。
- (3) 賞罰審査委員会は、理事長の諮問に応じ、その事由の具体的な内容を検討し、懲戒の種類、程度及び実施時期等必要な事項を審議し、理事長に意見を具申する。
- (4) 理事長は、賞罰審査委員会の意見を踏まえ、理事会の議を経て処分を決定する。
- (5) 処分の公表については、公立大学法人長野大学懲戒処分発表・公表指針（平成29年指第1号）による。

- 3 最高管理責任者は、不正の再発防止のため、是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置等を講じ、理事長の承認を得て、法人に所属する全ての者に周知徹底するものとする。

(不正がなかつたと認定された場合の措置)

第16条 第11条に基づき不正がなかつたと認定された場合、最高管理責任者は、研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査に關係した者に通知し、必

要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、第11条に基づき不正がなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第11条に基づき通報が悪意に基づくものと認定された場合、通報者が本学職員のときは前条の例にならい就業規則に基づく処分等適切な措置を講ずるものとする。

(通報者の保護)

第17条 通報者について、法人は、通報したことのみを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、第11条に基づき悪意に基づく通報であると認定された場合を除く。

(被通報者の保護)

第18条 被通報者について、法人は、通報されたことのみを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、第11条に基づき不正があったと認定された場合を除く。

(悪意に基づく通報の防止)

第19条 本学は、悪意に基づく通報を防止するため、通報は原則として顕名によるもののみ受け付けること、通報には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分（通報者が本学の職員である場合に限る。）等があり得ることを、内外に周知するものとする。

(義務等)

第20条 この要綱に定める手続に関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 自己との利害関係を持つ通報事案の処理に関与してはならない。
- (4) 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- (5) 通報者及び被通報者、又は調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第21条 本要綱に関する庶務は、総務・企画グループ総務・人事・施設担当及び地域連携・

研究グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日綱第27号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月5日綱第7号）

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。